

平成29年度 第1回大島町農業委員会総会議事録

平成29年度定例大島町農業委員会が、平成29年4月24日（月）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| 1、土屋茂 | 2、小坂一雄 | 3、新保鐵雄 | 4、五十嵐初代 | 5、中村富長 |
| 6、澤田波夫 | 7、伊藤潔 | 8、春木望 | 9、向山吉昭 | 10、笠間隆夫 |
| 11、山本政一 | | | | |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | | | |
|--------|---------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、山下ひとみ | 3、篠原万千 | 4、志村貞昭 |
|--------|---------|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

- 農業委員 欠席無し 農地利用最適化推進委員 2、山下ひとみ 3、篠原万千 4、志村貞昭

4、出席職員は次の通り

- | | |
|-------|--------|
| 野村昌宏 | 観光産業課長 |
| 山田貴訓 | 農業係長 |
| 雨宮祐一郎 | 主査 |
| 藤井琢磨 | 主任 |

5、付議された案件

- 日程第1：農地の権利移動の許可について
日程第2：農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について
日程第3：平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
日程第4：平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
日程第5：第30回島しょ農業委員会・農業者大会の開催について
日程第6：その他

6、本日の書記は次の通り

- 主任 藤井琢磨

土屋議長 それでは、平成29年度第1回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中11名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は4名中1名参加していただいています。それでは、本日の日程につきましてお諮

りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は6番委員と8番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の藤井氏を指名いたします。それでは日程第1「農地の権利移動の許可」について議案第1号を上程いたします。事務局から議案の朗読及び内容の説明をお願いします。

事務局(藤井) それでは日程第1「農地の権利移動の許可」について、議案第1号を事務局よりご説明いたします。申請人及び譲受人は□▲番の▲、〇〇、▲歳。譲渡人は□▲番地▲、〇〇、▲歳。申請地は2筆ございまして、□▲番▲、面積は▲㎡。□▲番、▲㎡。合計▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を無償にて取得し、里芋、さつまいも等、露地野菜及び椿の実を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者2名、農作業歴2年です。労力状況につきましては、労働力男1名、女1名。既存の農業機械等ですが、耕運機1台、草刈機1台、チェーンソー1台を所有しております。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。2筆ございまして、1筆ずつご説明いたします。申請地、□▲番▲は、□から東側へ道なりに▲mほど進んだ進行方向左手に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。続きまして、次のページをご覧くださいまして、□▲番については、先ほどの申請地より東側へ道なりに▲mほど進み、□を右折し、道なりに▲mほど進んだ左手に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

笠間委員 はい。

土屋議長 はい、11番。

笠間委員 まず、1筆目の□▲番▲、4月22日に土屋会長と私と2人で現地を見て来ました。場所は今説明があったとおり、□から山の方へ向かっていったところです。ちょうど□を通る中間くらいのところです。ここは今現在〇さんが管理を任されていまして、周囲には椿の木、中央南部も椿の木が覆っています。下も綺麗に掃除されているというか草も生えていなくて、すぐにも椿の実が拾えるような状態になっております。中は玉葱であるとかそら豆であるとかジャガイモであるとか、今の状態ですと家庭菜園の域を出ない程度なのですが、畑の状況を一目見ただけでも良く管理されていて、この人に任せれば申し分ないのではないかなという状態になっていました。それからもう1件、□▲番。ここは次の日に会長と推進委員の吉田さんと私と申請人である〇さんに行ってきました。この場所ははっきりと分からないということで、幸い推進委員の吉田さんが場所を昨年利用状況調査で行っていますので、良く分かるということで本人を連れて一緒に4人で地図を見ながら行って、ここなのかと分かるような場所でした。今もちょっと訂正する訳じゃないけど事務局から説明があったとおり、□の▲mくらいというのは、たぶん□のところを上がって行って□に突き当たったところから▲mくらい□方面っ

てこと。私達もそれを勘違いして、今の□から上がったところを□の方面へ▲m行ってしまった。場所は30数年ほど前まで、つまり昭和の時代に申請人のお母さんが椿の実を採りには何度か通っていると。30数年前ですから、もう草も木もアスナロとかそういう物もだいぶ大きくなってしまっていて、すぐに椿の実が採れるような状況ではない。ただ1点目の□▲番▲の管理状態を見ると本人がやる気にさえなれば、この人であれば十分に綺麗に管理して、尚且つ椿の実が採れるくらいにはしてくれるのではないかと、ここに通うようになれば道も分かるようになり、他の土地にも良い影響を与えているのではないかと思います。以上で問題はないと思われまますのでよろしくお願いいたします。

土屋議長

はい。

向山委員

土屋議長

はい、9番。

向山委員

□▲番▲の見取り図ですが、次のページと図面の形が似ているのですが。

事務局(雨宮)

よろしいですか、すみません。これはゼンリンの地図で見取り図を作っていて、ここの地境が若干、ゼンリンの地図ですと緩やかに書かれてしまっているの、多分右上の辺りの形が少し違うと思うのですが、そこを指しているということで今回作っております。

向山委員

分かりました。

土屋議長

よろしいですか。

向山委員

ええ。

土屋議長

他に。

小坂委員

はい。

土屋議長

はい、2番。

小坂委員

この譲受人と譲渡人はどんな関係か分からないけど、この地所を譲受人の○さんというのは今まで見ていたのですか。

笠間委員

□▲番▲については管理を任されていたようで畑は家庭菜園程度のことはやっていた。

小坂委員

管理を任されていた。管理人みたいな。

笠間委員

全部自分の物にしていたと思うんですけど、できた野菜とか。

小坂委員

管理人みたいにしている。関係というのは親戚とか何かあるんですか。

笠間委員

そこまで聞かなかった。

事務局(課長)

たまたま私の地元でして、この○さんというのはご夫婦で元教員をなされていた方で退職をして、その間この○○さんのご両親と同年代くらいになりますので、知人関係で色々畑の管理なり任されていて、退職を機に今回こういった農業の流れになっているようです。この方のお父さんも島内にいるのですが、○さんのお父さんのお兄さんというのは□の横に住まいを持っていて□が奥にあって。ですから知人関係でこういった契約というか話になったと想像します。

(～伊藤委員 入室～)

小坂委員

分かりました。

土屋議長

よろしいですか。

- 小坂委員 はい。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり許可といたします。続きまして、日程第2「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局(藤井) それでは説明いたします。農用地利用集積計画(案)でございます。こちらの農地につきましては、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。今回利用権設定をする土地の所在につきましては2筆ございまして、□▲番▲。地目は畑で、▲㎡。□▲番▲。地目は畑で、▲㎡。合計▲㎡でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。賃貸借の期間は5年。賃借料は年間▲円の設定となっております。利用権を設定する者(貸手)は□▲丁目▲番▲号。○○。□▲丁目▲番▲号。○○。利用権の設定を受ける者(借手)は○○となっております。次のページをご覧くださいますと、実際に農地を借り受ける受け手の方の権利関係でございます。□▲番▲。○○。借り受けの始期ですが、平成29年6月1日で存続期間の終期は平成34年5月31日です。期間は5年間の賃貸借となります。資料を3ページおめくりいただきまして、今回の借入れ農地で野菜類全般を栽培する計画です。また世帯員は男1名。農業従事者は申請者が農業専従者。労働力につきましては、年間320日を予定しております。所有する農機具等ですが、トラクター1台、管理機2台、動力式噴霧器1台、粉碎機1台、バックホウ1台、ホイールローダー1台を所有しております。次のページをご覧くださいますと利用集積計画の申請図となっております。申請地□▲番▲は、□より、北側へ道なりに▲mほど進み、□左折し、▲mほど進んだ進行方向右手になります。□▲番▲に関しましては、▲番▲より約▲m進んだ進行方向右手に位置します。以上、農地利用集積計画(案)につきましてご審議いただき、当計画にご承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
- 山本委員 現地調査行っていない。
- 土屋議長 行ってない。
- 山本委員 場所はよく分かっているから、説明だけでもいいですか。
- 土屋議長 うん、説明でいいよ。
- 山本委員 ここは面積が小さい方ですね。□ってご存知ですか□の。□から上がってくると右側に□があって左側が借受けの場所があって、そこの周りは樺の木が埋まっていて、ずっと草一本生えていない綺麗に耕されている場所です。それともう一ヶ所の広い方はそこからずっと□の方に上がって行くんですけど左側になります。道路から2、3m下がっている場所になります。そこもやっぱり周りが樺の木が植えられていて、畑はすぐ耕作ができる状態になっています。以上です。

- 土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。
- 小坂委員 2番。
- 土屋議長 はい、2番。
- 小坂委員 この借受人の人と農地中間管理機構と賃借人の手続きは貸せる人と借りる人との間の話は最初個人的にして、それから農地中間管理機構にもってっているのか、それとも貸せる側が最初から農地中間管理機構に申し込んであったのかどうかをお聞かせください、事務局。
- 事務局(雨宮) 今回の受け手の打診につきましては双方共に知り合いということで話がまとまりまして、まとまった際にどういう手続きをするのかということで今回、この出し手の方なんですけど親御さんがまだ大島にいらっしゃいます。その方のことを考えて中間管理事業を使い仲立ちとして東京都農林水産振興財団という中間管理機構を入れたいというご要望がございましたので今回このような形で進めております。
- 土屋議長 よろしいですか。
- 小坂委員 はい。今2筆ありますよね。〇さんと〇さんというのは親子なんですか。
- 事務局(雨宮) この2人は姉妹でございます。
- 小坂委員 姉妹なんだ。それでこの賃借料の払込というのは個人の口座に払い込むのか、それともこの農地中間管理機構、〇の方に払い込むのか、借りた人は。
- 事務局(雨宮) 借りた人につきましては、この賃借料を中間管理機構へまずお支払いをします。中間管理機構は決められた日にちに貸し手の方へ入金するという仕組みです。
- 小坂委員 そうすると振込料っていうのがかかりますよね。かからないですか。
- 事務局(雨宮) 振込料はかからないような形でやられているようです。
- 小坂委員 ▲円もらって▲円払ったら農地中間管理機構の手間っていうか、これは税金から出ているのかな。
- 事務局(雨宮) その事業をやるとして機構の方で負担しているようです。
- 小坂委員 はい。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、日程第2。「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」原案のとおり承認いたします。続きまして、日程第3「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について、農政部長より説明をお願いします。
- 五十嵐委員 はい、それでは日程第3「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」についてご説明いたします。平成28年度の大島町農業委員会における活動目標があって、それに対しての評価(案)を資料のとおり作りました。1番、法令事務に関する点検、農業委員会総会の開催及び議事録の作製につきましては、開催日の周知を窓口に備え付けておりますが、開かれた農業委員会とするべく今後の改善措置として、HPや広報紙を活用していきたいと思っております。2番、総会等の議事録の作製は事務局にお

いて約10日間の期間で作製しております。これに関する改善措置はないものとしております。また、議事録につきましては詳細のものを作製しており、公表も事務局に備え付け縦覧に供する体制を取っております。平成27年9月の農業委員会等に関する法律の改正法が公布されました関係で平成28年度より議事録の公表はインターネット上での公表も必要となることから大島町のHP上での公表及び窓口の縦覧という2つの方法で実施しております。2番目、事務に関する点検です。1、農地法第3条に基づく許可事務について1年間の処理件数は8件です。全て許可となっております。事実関係の確認につきましては地区担当委員及び事務局の現地調査、並びに当事者からの聞き取り調査を実施しております。総会での審議は事務局及び事実確認を行った地区担当委員からの議案説明を行い議案ごとに審議をしております。又申請者への審議結果通知につきましては許可証を発行する際に行っております。処理期間は標準処理期間として15日となっておりますが平均10日で処理をしております。2、農地転用に関する事務、1年間の処理件数は15件です。事実関係の確認は申請時に転用計画の現実性を事務局で確認すると共に農地法第3条の場合と同様に現地調査等を実施しております。総会での審議につきましても事務局からの説明、地区担当委員からの説明を行い審議しております。また公表等につきましても農地法第3条と同様です。続いて4、情報の提供等についてです。3の斜線の引いてある下にありますのでお願いします。賃借料情報の調査・提供については昨日に実施しております。農地の権利移動等の状況把握につきましては、調査対象件数がございませんでした。農地基本台帳の整備につきましては整備対象農地面積を80haとし整備を進めているところでございます。その他の法令事務につきましても農地法関係事務と同様に聞き取り調査等を実施する等の対応をしております。続きまして2、遊休農地に関する措置に関する評価について、平成28年度当初といたしましては80haに対しての遊休農地面積が127haとなっております。これは農林行政措置の耕作面積が80haとなっていることから数字が逆転しております。遊休農地の改装面積として目標を1haとしておりましたが実績が作れない状況でした。平成28年度は農地利用状況調査を6月から12月までの7ヶ月で実施しております。1月から2月の期間で取りまとめを事務局で行っております。目標に対する評価案といたしましてストップ遊休農地再生事業について農業者への周知が進んだことにより一定の成果をあげておりますが今後更なる普及活動が必要と考えます。活動に対する評価案といたしまして広報紙等を活用し、制度の周知を図っていくため遊休農地の解消への理解が進みつつありますが引き続き農地パトロールを強化し、遊休農地を未然に防ぐことが重要と考えます。続いて3、促進等事務に関する評価です。認定農業者等担い手の育成及び確保ですが平成28年4月時点の大島における農家数は143戸、うち、主業農家は16戸です。認定農業者は23経営体で農業者の高齢化及び高齢者不足で認定農業者の確保に支障をきたしております。平成28年度の目標は認定農業者を24経営体というものでした。平成28年度中に新たに3経営体増え、実績では26経営体となっております。目標の評価案といたしまして、高齢等の理由から更新打ち切りの歯止めをかけることができませんでした。また活動の評価案といたしまして、今後認定農業者制度の更なる周知を徹底し、普及推進に努めたいと思います。続いて、担い手の

農地利用集積です。平成28年度当初までの実績としまして9,99haという実績になっております。評価案といたしましては今後も引き続き、貸し手、借り手の掘り起こしを積極的に行い、農業委員が先頭に立ち、積極的に制度の周知を行うことで借り手、貸し手の掘り起こしをしていきたいと思っております。続いて違反転用への適正な対応についてです。違反転用の面積につきましては農地パトロール及び農地利用状況調査を実施しておりますが全体の実数の把握ができておりませんでした。平成28年度の活動点検評価についての説明を終わります。以上です。

- 土屋議長 ありがとうございます。ただいま説明のありました活動の点検・評価(案)について、ご意見のある方は挙手にてお願いします。よろしいでしょうか。
- 小坂委員 2番。
- 土屋議長 はい、2番。
- 小坂委員 違反転用面積は7,000haですか、それとも7,000㎡ですか。
- 土屋議長 事務局、お願いします。
- 事務局(藤井) 差替えをすみません。0.7ha。皆さんにお配りして。
- 小坂委員 0.7haか。
- 向山委員 2,100坪か。
- 五十嵐委員 0.7haの方に差替えて。
- 小坂委員 0.7haっていうと7反歩。そんなもんで済んでいるかな。前年度の農地調査での結果だったかな。
- 事務局(雨宮) この0.7haというのが大島町農業委員会として一般転用事案報告をあげている面積でございます。場所につきましては□▲番▲と▲番▲、この2筆の面積を合計しまして0.7haと記載しております。
- 小坂委員 分かりました。余計なこといわない方がいいな。
- 土屋議長 よろしいですか。それでは採決いたします。日程第3「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について、原案のとおり賛成の委員は挙手願います。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、日程第3「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について、原案のとおりいたします。続きまして日程第4「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、農政部長より説明をお願いします。
- 五十嵐委員 日程4「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」につきまして説明いたします。1番、農業委員会の状況です。農家・農地等の概要についてですが、こちらの数字を平成27年に実施されました。農林業センサスの数字が記載されております。現在、大島町の総農家数は143戸、自給的農家数は73戸、販売農家数は主業農家、準主業農家、副業的農家の総数で70戸となっております。また農業就業者数は106名となっており、そのうち女性は41名、40代以下は3名です。認定農業者につきましては4月の1日現在、26経営体です。また基本構想水準到達者につきましては農業経営改善計画を満了した方を対象といたしまして28経営体としております。農業参入

法人は2経営体です。この法人は株式会社 大島牛乳及び、株式会社 椿が該当しております。経営耕地面積は80ha、そのうち畑は75ha、樹園地は5haです。2、農業委員会の現在の体制ですが新制度に基づく農業委員会の任期は平成31年3月31日まで、農業委員の定数は14名、実数は11名です。また内訳といたしまして、認定農業者は4名、認定農業者に準ずる者は2名、女性1名中立委員1名となっております。農地利用最適化推進委員は定数7名で、実数は3名となっておりますが、実数4名ですので訂正してください。次のページをご覧くださいと2、担い手のへの農地の利用集積・集約化についてです。現状といたしましては農地面積80haといたしまして、これまでの集積面積は10.89haとなっており、集積率は13.61%です。平成29年度の目標及び活動計画ですが集積面積を2haと設定いたしまして、日常的に借り手の掘り起こしを進め、貸し手の意向を把握し、調整を図りたいと思います。また、広報紙等を活用して制度の周知に努め進めていきたいと思います。続いて3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてでございます。ここ3年間の実績といたしまして、新たな担い手の自然増が見込めず殆ど増加しない状況です。平成29年度については大島町新規就農者支援研修事業の研修生に対する農地斡旋などを支援しつつ島内外問わず、新規参入希望者となる者への情報提供を行える体制を整備していきたいと思います。次のページをお願いいたします。4、遊休農地に関する措置です。現在の農地面積80haに対して遊休農地面積は234.97haとなっております。これは農林業センサスの耕地面積が80haとなっていることから数字が逆転しております。平成28年度の目標ですが、遊休農地の解消面積を目標として1haとしております。活動計画といたしましては日常的に農地パトロールを行い、農地の状況、地権者の意向を把握し、担い手の農地の斡旋を図っていききたいと思います。次に5、違反転用への適正な対応についてです。平成29年度の活動計画として、日常の農地パトロールで違反転用に対しては指導を実施すると共に地域農業者からの情報を収集し違反転用を未然に防ぎたいと思います。以上で終わります。

- 土屋議長 ありがとうございます。ただいま説明のありました活動の点検計画（案）について、意見のある委員は挙手にてお願いします。
- 向山委員 はい。
- 土屋議長 はい、9番。
- 向山委員 活動計画で農地の利用状況調査、12名になっているけど、1名減っているから11名になったね。
- 五十嵐委員 最初は11名になっているんだよね。
- 土屋議長 委員は11名ですから。よろしいでしょうか。
- 澤田委員 はい。
- 土屋議長 はい、6番。
- 澤田委員 農業委員は11名だけど推進委員は4名いるでしょう。その数は調査員数の11名にプラス4名。
- 土屋議長 そうなると思うんですけどね。4名プラスしといてください。推進委員にも調査していただきますから。

- 小坂委員 これ、訂正するの。
- 土屋議長 はい、訂正というか4名プラスしといてください。11名プラス4名。
- 小坂委員 15名。
- 向山委員 はい。
- 土屋議長 はい、9番。
- 向山委員 比較したいんだけど、平成28年度の目標で農地面積80haの遊休が120haなので158%逆になっている訳だよ。で、平成29年度は300%くらいになる訳。300%近くなるでしょ、目標。80haが234ha、約、3倍。これが前年度の農地調査をやった数字。また今年度やれば変わる訳だよ。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第4「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、原案のとおり賛成の委員は挙手願います。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、日程第4「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、原案のとおりいたします。続きまして、日程第5「第30回島しょ農業委員会・農業者大会の開催」について事務局より説明をお願いします。
- 事務局(藤井) 事務局より説明いたします。資料をご覧ください。第30回島しょ農業委員会・農業者大会の平成29年5月18日木曜日と5月19日金曜日に開催が決定いたしました。こちらの参加可否について事務局に4月28日までにお知らせいただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。参加の可否につきましては、4月28日までに事務局までお願いいたします。これはなるべく参加してほしいですね。大島は2人か3人しかいつも参加していないんですけど。どうですか、参加できる人は28日までにお願いしたいのですが。
- 事務局(藤井) 欠席の推進委員の方々につきましては事務局で確認をいたします。
- 土屋議長 いいですか、参加の可否につきましては28日までに事務局まで必ずお願いいたします。続きまして、日程第6「その他」についてですが、事務局から何かありますか。その他ご意見はございますか。
- 中村委員 この間の○の件はいいですか。
- 土屋議長 いいです、あれは。
- 中村委員 はい、分かりました。
- 土屋議長 特にないようですので、これをもちまして第1回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員